## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第５８２号**
福岡県筑紫野市二日市南４丁目２番21号
破産者　橋本　賢一
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１０１号**
福岡県春日市下白水南７丁目８番地
破産者　後藤　真臣
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４６号**
福岡市博多区板付５丁目９番14号
破産者　熊本登志子
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８４１号**
福岡市博多区吉塚５丁目11番35号
破産者　薬師寺康一
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１３７号**
新潟市江南区城山４丁目４番61号、開始決定時の住所新潟市江南区横越中央２丁目15番17号
破産者　佐藤　和範
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４５０号**
山口県下関市彦島塩浜町２丁目20番18号
破産者　槇埜　賢二
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１７７号**
佐賀県小城市三日月町久米440番地１
破産者　角田　　淳
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第８１０号**
札幌市厚別区厚別西２条１丁目３番５号　サントノーレ厚別201号
破産者　山田美智代
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５２号**
栃木県足利市利保町１丁目40番地26
破産者　武田　歳和
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２６年（フ）第３４０号**
埼玉県越谷市千間台西１丁目６番地７
破産者　松本　雅敬
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３４５号**
埼玉県三郷市幸房369番地15
破産者　須藤　陽子
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３７８号**
埼玉県春日部市新宿新田355番地136
破産者　白石　　勝
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３８０号**
埼玉県越谷市大字下間久里554番地６、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松１丁目５番28号
破産者　木下　綾乃（旧姓牧田）
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１１８号**
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目88番地10
破産者　竹本　雅治
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２６年（フ）第２１号**
新潟市北区名目所２丁目1506番地４
破産者　山崎　政弘
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１１８号**
大津市観音寺12番30号
破産者　田中　喜信
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２４６号**
滋賀県甲賀市水口町下山802番地120
破産者　荒尾　利一
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１８７号**
広島市安佐南区川内６丁目22番13号
破産者　束村　大介
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８３４号**
福岡市東区松田３―10―20―103、住民票上の住所福岡県宗像市公園通り３丁目22番９号
破産者　青木　康洋
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部